

令和元年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審査意見書

珠洲市監査委員

2 監 査 第 1 7 号

令和2年8月19日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 田島 邦章

珠洲市監査委員 寺井 秀樹

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	14.19%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	19.19%	30.00%
③実質公債費比率	14.0%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	44.3%	350.0%	

※ — %は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率について…令和元年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、該当なし。
- ②連結実質赤字比率について…令和元年度の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当なし。
- ③実質公債費比率について…令和元年度の実質公債費比率は14.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。
- ④将来負担比率について…令和元年度の将来負担比率は44.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、公営企業と一部事務組合で公債費が減少したことにより、単年度では13.6%で、前年度と比較すると減少しているものの、本指標は平成29年度～令和元年度の3か年平均値として算出されるため、結果として前年度を0.4ポイント上回っている。

今後は、令和2年に実施される国勢調査の結果が財源の確保に影響することも懸念される。また、近年実施した大型事業による地方債の償還開始に伴い、数値が上昇することが予想されるが、知事の許可を必要とする18%を超えることのないように特に注意が必要である。

将来負担比率については、早期健全化基準(350%)を下回っており、健全な比率と言える。前年度と比較すると11.3ポイント下回っているが、これは緊急防災・減災事業債(デジタル化事業)算入による減などで普通会計の起債残高が減少したこと、公営企業と一部事務組合でも起債残高が減少していることが主な要因である。

今後も起債による大きな事業が計画・実施されていることから、将来的に負担すべき地方債償還額を的確かつ適時に把握するとともに、一般会計からの繰入れに依存している特別会計や企業会計の地方債償還額、退職手当支給予定額等、将来的に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

令和元年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業特別会計	— %	20.0%

※ — %は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和元年度の上記3会計は、いずれも資金不足を生じておらず、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰入れにより、経営のバランスが保たれている状況にある。今後も収益をあげるためにも、一層の事業の合理化と効率化が求められるが、特に下水道事業特別会計においては、企業会計に移行するため、経営の目的を明確にし、より一層の経費の節減や事業の集約を工夫し、より少ない経費で適正な行政サービスの提供ができるよう、努力が必要である。